

第105回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月25日(木曜日) 午後3時
(受付開始：午後2時)

開催場所

岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7
ソフトピアジャパン
センタービル3階ソピアホール

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬
枠設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付
株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。



<https://p.sokai.jp/9076/>

株 主 各 位

証券コード9076
2026年6月3日

岐阜県大垣市田口町1番地

セイノーホールディングス株式会社

代表取締役社長 田口 義隆

第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第105回定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所（東証）ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.seino.co.jp/seino/shd/ir/document/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「セイノーホールディングス」または「コード」に当社証券コード「9076」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3頁から4頁）をご参照いただき、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

また、本株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様向けにライブ配信を行います。詳細は「インターネットによるライブ配信のご案内」（5頁）をご覧ください。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月25日（木曜日）午後3時（受付開始：午後2時） （開催時間が午後となりますので、お間違えのないようご注意ください。）		
2 場 所	岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7 ソフトピアジャパン センタービル3階ソピアホール （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）		
3 目的事項	報告事項	1. 第105期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等 委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第105期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類報告の件	
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選 任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対す る譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠設定の件 第5号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報 酬制度に係る報酬枠設定の件	

以 上

- 1.株主総会資料の電子提供制度の施行に伴い、株主様による株主総会資料の閲覧は、紙媒体から原則ウェブ
サイトでの閲覧となっております。
- 2.本株主総会においては、書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した招集ご通知
（書面）をお送りいたしますが、該当書面は、法令および当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除い
ております。
 - ・事業報告の「会社の体制および方針」
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」
 したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監
査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。
- 3.電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その
旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。

【株主様へのお願い】

- 1.当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知（書面）とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付
にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知（書面）をご持参く
ださいようお願い申し上げます。
- 2.株主総会では、お土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

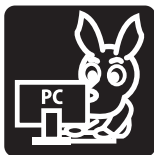
書面（郵送）で議決権を行使される場合



本招集ご通知（書面）とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。なお、議案に対する賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコンやスマートフォンからの議決権行使は、次頁の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時まで



- ① 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための通信料等は、株主様のご負担となります。
- ② インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- ③ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2026年6月25日（木曜日）午後3時（受付開始：午後2時）

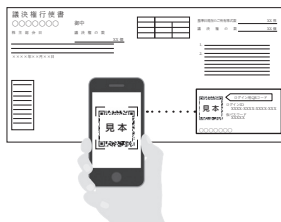
場所 岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地7
ソフトピアジャパン センタービル3階ソピアホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

※パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。
パスワードの再発行をご希望の場合は画面の案内に従ってお
手続ください。

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによるライブ配信のご案内

第105回定時株主総会の模様をZoomウェビナーにてライブ配信いたします。

1. 配信日時

2026年6月25日（木） 午後3時から株主総会終了時刻まで

2. ご視聴方法

- ・パソコン・スマートフォン等で以下のライブ配信用URL、Zoom ID・パスワードをご入力、またはQRコードをかざしていただき、ライブ配信用サイトへアクセスしてください。
- ・株主総会当日14：30からZoomウェビナーへの入室が可能となり、15：00から開始となります。（任意のメールアドレスの入力が必要になります。）

ライブ配信用

URL：

ID：

パスワード：

※初めてZoomをご利用になられる株主様は、ご利用になる端末にアプリケーションをインストールしていただく必要があります。

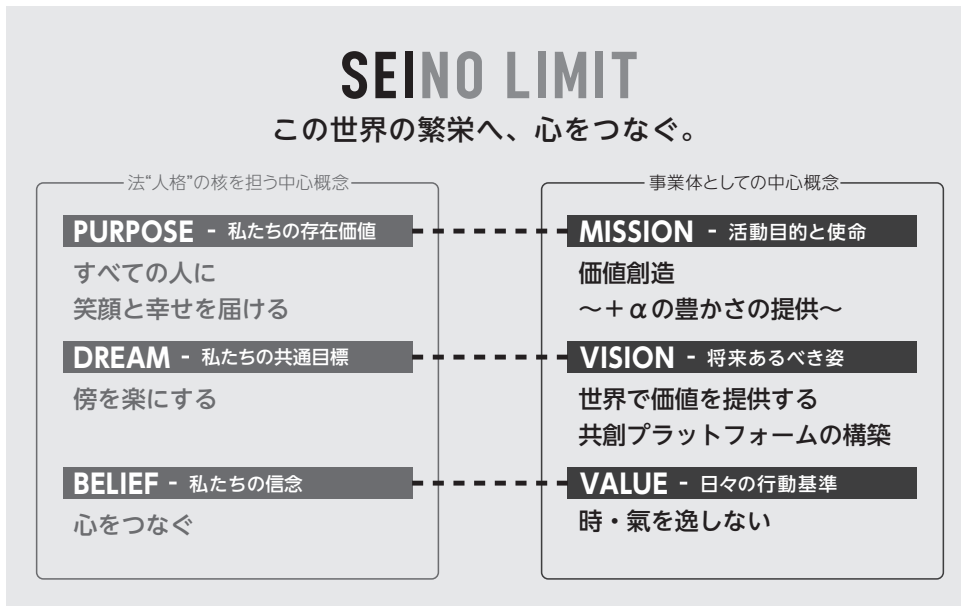
3. ご留意事項

- ・配信（中継）は会社法上の会場ではございませんので、ご視聴の株主様からは議決権行使、ご質問を承ることができません。ご了承ください。
- ・ご視聴用URL、ZoomIDおよびパスワードを株主様以外に開示しないようご注意ください。
- ・株主様からのご視聴方法やインストール方法についてのお問い合わせに関しましては、誠に恐れ入りますが、応対できかねますのでご了承ください。
- ・ご使用の機器やネットワーク環境によってはご視聴いただけない場合がございます。不具合が発生された際は「Zoomサポート」より動作環境のご確認ください。
Zoomサポート（<https://support.zoom.us/hc/ja>）
- ・当社ウェブサイトやライブ配信をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様にてご負担ください。
- ・システム障害等による本総会の開催方法の変更、その他のお知らせにつきましては、1頁記載の当社ウェブサイト（<https://www.seino.co.jp/seino/shd/ir/document/>）に掲載いたしますので、ご確認ください。

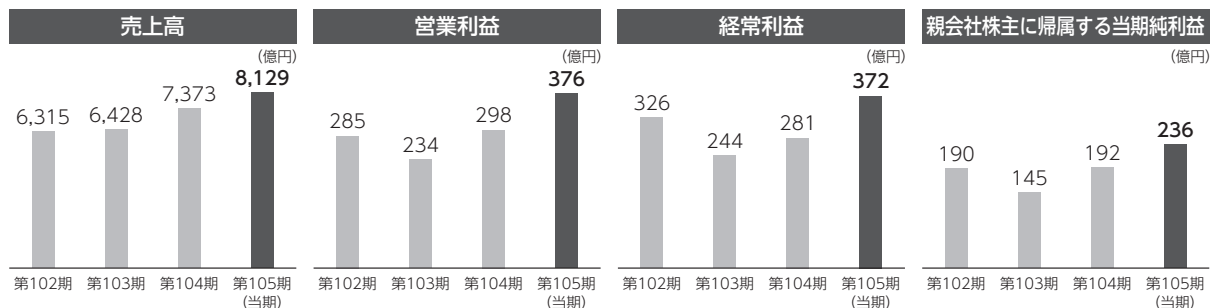
企業理念

当社は、「価値創造（+αの豊かさの提供）」を使命とし、「会社を発展させ、従業員を幸福にする」の経営理念の下、「時・氣（とき）」を提供し、この世界の繁栄を第一とした企業活動を行います。

この実現のために中長期視点での経営に努め、当社を取り巻くあらゆるステークホルダーとの協働により、継続的に社会課題の解決に取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。



業績・財務ハイライト



株主総会参考書類

第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針の一つとして位置付けております。利益分配に関しましては、中間配当を実施し、DOE（自己資本配当率）4.0%以上を目安に年間配当を実施することを基本方針としています。

当事業年度の期末配当につきましては、この方針に基づき、普通株式 1 株につき61円とさせていただきたいと存じます。これにより、当事業年度の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金43円を含め、1 株につき104円となります。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式 1 株につき 金61円 配当総額 10,172,967,072円
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2026年 6 月26日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位および担当	2025年度 取 締 役 会 への出席状況	専門性				
				企業経営	人事・ 労務	財務・ 会計	法務・リスク マネジメント	グローバル
1	た ぐち よし たか 田 口 義 隆	代表取締役社長 再任	100% (14回/14回)	○	○	○		○
2	た ぐち たか お 田 口 隆 男	代表取締役事業推進部担 当（自動車販売・関連事 業） 再任	100% (14回/14回)	○	○	○		○
3	たか はし さとし 高 橋 智	取締役事業推進部担当（輸 送事業）兼情報システム部 担当兼CRE戦略部担当兼ロ ジスティクス戦略部担当兼 特積み（O.P.P.）戦略部 担当兼貸切戦略部担当兼コ ールド戦略部担当兼ラスト ワンマイル戦略部担当 再任	100% (14回/14回)	○				○
4	まる た ひで み 丸 田 秀 実	取締役国際戦略部担当 再任	100% (14回/14回)	○		○		○
5	い だ ち たか ひこ 伊地知 隆 彦	社外取締役 独立役員 再任 社外 独立	91% (10回/11回)	○	○	○	○	
6	さ とう ま き こ 佐 藤 真希子	社外取締役 独立役員 再任 社外 独立	100% (11回/11回)	○	○			

- （注） 1. 候補者伊地知隆彦氏および佐藤真希子氏は、2025年6月26日開催の第104回定時株主総会にて選任され就任いたしましたので、取締役会の出席回数が他の候補者と異なります。
2. 各候補者の詳細につきましては、次頁以降をご参照ください。

候補者番号	氏名	性別	生年月日	所有する当社株式の数
1	たぐち よし たか 田 口 義 隆	男性	1961年4月20日	766,052株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）				
1985年 3 月	当社入社		1991年 7 月	当社常務取締役東部地区担当兼東北地区担当
1985年 5 月	セイノーアメリカインク出向		1996年 6 月	当社専務取締役労務部担当
1988年 1 月	同社社長		1998年10月	当社代表取締役副社長営業本部担当兼経理部担当
1989年 5 月	当社社長付部長		1999年 6 月	当社代表取締役副社長経営担当兼経理部担当
1989年 7 月	当社取締役秘書室担当兼総務部長兼グループ企画室 長兼西濃総合研究所長		2001年 6 月	当社代表取締役副社長経営担当
			2003年 6 月	当社代表取締役社長（現任）
重要な兼職の状況 関東運輸株式会社の代表取締役会長、西濃運輸株式会社、北海道西濃運輸株式会社、セイノースーパーエクスプレス株式会社、四国西濃運輸株式会社、九州西濃運輸株式会社、セイノーロジックス株式会社、トヨタカローラネット岐阜株式会社、株式会社セイノー情報サービスの代表取締役、公益財団法人田口福寿会の会長				
取締役候補者とした理由				
田口義隆氏は、長年にわたり当社の経営を指揮し、会社使命実現のため経営理念を実践することで基盤強化を図ってまいりました。幅広い知見と豊富な経験による強力なリーダーシップに基づく経営手腕は、当社グループ全体の企業価値の更なる向上と持続的成長のために必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としております。				

候補者番号	氏名	性別	生年月日	所有する当社株式の数
2	たぐち たか お 田 口 隆 男	男性	1962年2月2日	418,773株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）				
1984年 4 月	日清製粉株式会社入社		2006年 6 月	当社取締役営業担当
1992年 7 月	岐阜日野自動車株式会社入社		2007年 6 月	当社取締役自動車販売・関連事業企画部担当
1995年 6 月	同社取締役営業副本部長		2011年 4 月	当社取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業）
1998年 4 月	同社専務取締役		2015年 6 月	当社代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業）
1999年 6 月	当社取締役営業本部担当付		2015年 8 月	当社代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業）
2000年 4 月	当社常務取締役営業本部担当			兼経理部担当兼財務IR部担当
2003年 6 月	当社専務取締役営業統括担当		2016年 6 月	当社代表取締役事業推進部担当（自動車販売・関連事業）
2005年10月	当社取締役輸送事業企画部担当			（現任）
2005年10月	西濃運輸株式会社専務取締役経営担当			
重要な兼職の状況 岐阜日野自動車株式会社の代表取締役会長、トヨタカローラネット岐阜株式会社の代表取締役社長、株式会社セイノー商事の代表取締役				
取締役候補者とした理由				
田口隆男氏は、当社の経営を指揮し、企業価値向上と事業基盤強化を推進してまいりました。自動車販売・関連事業の担当取締役として競争力を高め、収益性の向上に貢献してきた人物であり、当社グループのより強固な経営体制の構築と成長・発展に寄与することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としております。				

候補者番号	氏名	性別	生年月日	所有する当社株式の数
3	高橋 智 ^{たかはし さとし}	男性	1962年8月9日	8,350株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）				
1986年4月	当社入社		2021年4月	同社専務取締役営業本部担当
2003年7月	当社宅配事業部部长			兼当社執行役員事業推進部トランスフォーム推進チーム担当
2005年5月	当社行動変革プロジェクト推進室部長		2023年4月	同社副社長執行役員営業本部担当
2006年3月	西濃運輸株式会社ボックスチャーター事業部部长			兼当社執行役員事業推進部トランスフォーム推進担当
2008年4月	同社営業企画管理室室長		2024年4月	同社代表取締役社長（現任）
2010年4月	同社執行役員経営戦略部部长			兼当社執行役員
2012年4月	同社取締役経営戦略部担当		2024年6月	当社取締役事業推進部担当（輸送事業）兼情報システム部担当兼CRE戦略部担当
2015年6月	同社常務取締役経営戦略部担当			
2016年4月	同社常務取締役ロジスティクス部担当兼東京本社担当		2026年4月	当社取締役事業推進部担当（輸送事業）兼情報システム部担当兼CRE戦略部担当兼ロジスティクス戦略部担当兼特積み（O.P.P.）戦略部担当兼貸切戦略部担当
2018年4月	同社専務取締役ロジスティクス部担当兼東京本社担当 兼株式会社阪急阪神エクスプレス取締役			兼コールド戦略部担当兼ラストワンマイル戦略部担当（現任）
2019年4月	同社専務取締役営業本部担当兼情報システム部担当 兼当社事業推進部担当補佐（輸送事業）			
重要な兼職の状況 西濃運輸株式会社の代表取締役社長				
取締役候補者とした理由				
高橋智氏は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有しており、入社以来、営業部門・企画部門を中心としたキャリアを歩み、西濃運輸株式会社の代表取締役社長として殊に輸送事業全般についての経営に従事してまいりました。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、引き続き取締役候補者としております。				

候補者番号	氏名	性別	生年月日	所有する当社株式の数
4	丸田 秀実 ^{まる た ひで み}	男性	1963年3月4日	80,000株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）				
1985年4月	国税庁入庁		2005年10月	西濃運輸株式会社取締役経理部担当兼財務部担当
1992年7月	紋別税務署長			兼債権管理部担当
1993年7月	経済企画庁物価局物価政策課主査		2005年10月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼債権管理部担当
1995年7月	札幌国税局総務課長		2012年4月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼不動産開発部担当
1996年5月	外務省在香港総領事館領事		2013年6月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当
1997年10月	当社入社経営企画室長		2014年4月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼国際戦略室担当
2001年6月	当社取締役経理部担当兼厚生年金基金担当		2014年6月	当社取締役国際戦略室担当
2002年3月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当		2021年3月	当社取締役国際戦略部担当
2004年12月	当社取締役経理部担当兼財務IR部担当兼債権管理部担当 兼グループ管理部担当兼会計監査室担当		2023年4月	当社取締役国際戦略部担当
			2026年4月	兼オートモーティブ・バッテリー物流事業部担当 当社取締役国際戦略部担当（現任）
取締役候補者とした理由				
丸田秀実氏は、国税庁他官公庁で培った豊富な知識・経験を有し、企画力ならびに実行力を以て海外事業やその他の事業を推進する等の実績を有するとともに、会社経営に関する見識を兼ね備えており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、引き続き取締役候補者としております。				

候補者番号	氏名	性別	生年月日	所有する当社株式の数
5	い ぢ ち たか ひこ 伊地知 隆 彦	男性	1952年7月15日	1,000株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）				
1976年 4 月	トヨタ自動車工業株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社	2015年 6 月	トヨタ自動車株式会社代表取締役副社長	
2000年 6 月	同社財務部部長	2015年 6 月	株式会社豊田自動織機社外監査役	
2003年 1 月	同社経理部部長	2015年 6 月	株式会社東海理化電機製作所社外監査役	
2004年 6 月	同社常務役員	2015年 6 月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社社外監査役	
2008年 6 月	同社専務取締役	2017年 4 月	トヨタ自動車株式会社取締役	
2011年 6 月	同社取締役・専務役員	2017年 6 月	同社相談役	
2013年 6 月	同社顧問	2017年 6 月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社代表取締役会長	
2013年 6 月	東和不動産株式会社（現トヨタ不動産株式会社）取締役社長	2020年 6 月	長瀬産業株式会社社外取締役	
		2025年 6 月	当社社外取締役（現任）	
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要				
伊地知隆彦氏は、長年、企業経営に携わり、高い見識と豊富な知識を有しており、経理、財務ならびに人事等管理部門での経験からコーポレートガバナンス、リスクマネジメントや人的資本等の領域における業務執行に対する助言、監督等をいただけるとの見地から、当社社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏が選任された場合は、人事委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。				

候補者番号	氏名	性別	生年月日	所有する当社株式の数
6	さ とう まき こ 佐 藤 真希子	女性	1977年11月6日	0株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）				
2000年 4 月	株式会社サイバーエージェント入社	2023年 2 月	株式会社iSGSインベストメントワークス代表取締役代表パートナー（現任）	
2005年10月	株式会社ウエディングパーク出向			
2006年10月	株式会社サイバーエージェント・ベンチャーズ（現株式会社サイバーエージェント・キャピタル）出向	2023年11月	当社アドバイザー	
2016年 6 月	株式会社iSGSインベストメントワークス設立 取締役代表パートナー	2024年 1 月	一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会理事	
		2024年 7 月	チャレンジパートナーズ合同会社設立代表社員（現任）	
2022年 6 月	トーヨーカネツ株式会社社外取締役（現任）	2025年 6 月	当社社外取締役（現任）	
		2025年 6 月	株式会社XLOCAL取締役（現任）	
重要な兼職の状況				
株式会社iSGSインベストメントワークス代表取締役 代表パートナー、トーヨーカネツ株式会社社外取締役、チャレンジパートナーズ合同会社代表社員、株式会社XLOCAL取締役				
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要				
佐藤真希子氏は、スタートアップ支援やベンチャー投資の分野で豊富な経験を有し、多くの企業の成長支援に携わってこられました。経営支援や新規事業創出に精通しており、行政や教育分野での活動も通じて幅広い視点を培っておられることから当社の持続的な成長に繋がる一助となつていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。これらの知見や経験は、当社のイノベーション推進や経営の多様性確保のみならず、経営全般に資するものであり、当社の業務執行に対する助言、監督等いただくことを期待しております。なお、同氏が選任された場合は、人事委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。				

- (注) 1. 候補者選任にあたっては、当社コーポレートガバナンス基本方針「優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに高い倫理観を有している者であること」および「社外役員については、東京証券取引所が定める独立性の要件を有している者であること」に基づき、人事委員会において公正かつ厳正な審査を実施しております。
2. 候補者田口義隆氏は、公益財団法人田口福寿会の会長を兼務し、同法人は当社株式の15.65%を保有する筆頭株主であります。その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 候補者のうち、伊地知隆彦および佐藤真希子の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社と伊地知隆彦および佐藤真希子の両氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、20百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。両氏の再任が承認可決された場合は、当該契約は継続されます。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟等における損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、伊地知隆彦および佐藤真希子の両氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 伊地知隆彦および佐藤真希子の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両氏ともに1年となります。
8. 佐藤真希子氏の戸籍上の氏名は、重松真希子であります。以後も同様に表記しております。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者につきましては、指名の客観性、公正性および信頼性を確保するため、社外取締役が過半数を占める人事委員会における審議を経て取締役会で決定しております。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	2025年度取締役会への出席状況	専門性				
				企業経営	人事・労務	財務・会計	法務・リスクマネジメント	グローバル
1	伊藤 信彦	取締役（常勤監査等委員） 再任	100% (14回／14回)	○		○	○	
2	増田 宏之	社外取締役（監査等委員） 独立役員 再任 社外 独立	100% (14回／14回)			○	○	
3	小松 慶子	社外取締役（監査等委員） 独立役員 再任 社外 独立	100% (14回／14回)				○	○

（注）各候補者の詳細につきましては、次頁以降をご参照ください。

候補者番号	氏名	性別	生年月日	所有する当社株式の数
1	伊藤 信彦	男性	1962年4月5日	0株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）				
1985年3月	当社入社		2011年6月	同社常勤監査役
2004年12月	当社グループ管理部長		2018年6月	当社常勤監査役
2005年10月	西濃運輸株式会社グループ管理部長		2024年6月	当社取締役（常勤監査等委員）（現任）
2009年4月	西武運輸株式会社（現セイノースーパーエクスプレス株式会社） 常務取締役管理本部長			
重要な兼職の状況				
セイノースーパーエクスプレス株式会社、西濃エクスプレス株式会社、関東運輸株式会社、セイノロジックス株式会社、MDロジス株式会社、トヨタカラーネッツ岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社、株式会社セイノ商事、株式会社セイノ情報サービスの監査役				
監査等委員である取締役候補者とした理由				
伊藤信彦氏は、当社入社以来、経理・債権管理部門に携わり、セイノースーパーエクスプレス株式会社の常勤監査役を2011年から7年間務めた後、2018年から6年間当社の常勤監査役を務めました。当社における多様な知見と豊富な経験を有していることから、取締役の業務執行の適法性、会計監査の相当性を客観的な視点から公正に判定するとともに、有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としております。				

候補者番号	氏名	性別	生年月日	所有する当社株式の数
2	増田 宏之	男性	1958年3月20日	0株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）				
1981年4月	名古屋国税局入局		2017年7月	半田税務署長
2013年7月	名古屋東税務署長		2018年9月	増田宏之税理士事務所代表（現任）
2014年7月	名古屋国税局課税第一部主任国税訟務官		2020年7月	当社社外監査役
2015年7月	名古屋国税局調査部国際調査課長		2022年9月	岐建株式会社社外監査役（現任）
2016年7月	名古屋国税局調査部調査総括課長		2024年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
重要な兼職の状況				
増田宏之税理士事務所代表、西濃運輸株式会社の監査役、岐建株式会社の社外監査役				
監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要				
増田宏之氏は、税理士の資格を有し、国税局幹部として長年培われた豊富な税務識見を基礎とし、適切なアドバイスを期待するものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験を有しておりませんが、税務の専門家としての長年の経験を通じて企業税務に精通しており、引き続き監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためです。				

候補者番号	氏名	性別	生年月日	所有する当社株式の数
3	小 松 慶 子	女性	1978年11月5日	0株
略歴・当社における地位および担当（重要な兼職の状況）				
2004年10月	弁護士登録 西村とさわ法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所		2021年 9 月	弁護士法人三浦法律事務所 パートナー弁護士（現任）
2011年 5 月	米国ニューヨーク州弁護士登録		2022年12月	株式会社岐阜造園社外監査役（現任）
2015年 9 月	オムロン株式会社入社		2024年 3 月	株式会社ブイキューブ社外取締役（監査等委員） （現任）
2016年10月	株式会社デンソー入社		2024年 6 月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
重要な兼職の状況 弁護士法人三浦法律事務所のパートナー弁護士、株式会社岐阜造園の社外監査役、株式会社ブイキューブの社外取締役（監査等委員）				
監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要				
小松慶子氏は、弁護士として豊富な経験と専門知識を有するとともに、企業法務部勤務の経験より企業法務実務にも精通しており、これらを当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていただくことを期待しております。 また、同氏は、社外役員となる以外の方法で直接会社経営に関与した経験を有しておりませんが、弁護士法人三浦法律事務所にて企業コンプライアンスおよびM&A等多様な経験と幅広い見識を有しており、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としての職務を適切に遂行していただけると判断したためです。				

- (注) 1. 候補者選任にあたっては、人事委員会において公正かつ厳正な審査を実施し、監査等委員会の同意を得ております。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 候補者のうち、増田宏之および小松慶子の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 当社と増田宏之および小松慶子の両氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、20百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。両氏の再任が承認可決された場合は、当該契約を継続されます。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟等における損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、増田宏之および小松慶子の両氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 増田宏之氏は、当社の社外監査役としての在任期間は3年11ヵ月であり、監査等委員会設置会社移行後、現在の社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
小松慶子氏は、当社の社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
8. 小松慶子氏の戸籍上の氏名は、市橋慶子であります。以後も同様に表記しております。

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

当社は、2017年6月28日開催の第96回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入し、本制度に基づき当社の取締役（社外取締役を含む。）に対して支給する報酬としての金銭報酬債権の総額を年額600百万円以内（うち社外取締役100百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、付与する株式数の上限を年36万株以内とすることにつきご承認いただき、今日に至っておりますが、当社は、2024年6月26日開催の第103回定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行いたしました。本議案は、本制度に係る報酬枠を廃止し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」という。）に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定するとともに、本制度の内容を一部改定することについて、ご承認をお願いするものであります。本議案は、本制度の内容のうち、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬の総額の上限および付与される譲渡制限付株式の総数の上限を改定し、また、譲渡制限期間を「3年から6年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」から「譲渡制限付株式の交付を受ける日から当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位のいずれの地位からも退任する（退任と同時に再任する場合を除く。）日までの間」に改定するとともに、かかる譲渡制限期間の変更に伴って譲渡制限の解除および退任時の取扱いについても必要な修正を加えるものであります。

すなわち、本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるといふ本制度の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額594百万円以内（うち社外取締役54百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、実質的には3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度当たり198百万円を超えない範囲での支給に相当すると考えております。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、上記の改定につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して、譲渡制限期間を変更するものではありません。

本議案に基づき対象取締役に対して付与される譲渡制限付株式の概要は、後記の＜譲渡制限付株式の概要＞のとおりです。

本議案につきましては、代表取締役2名および社外取締役3名にて構成される「人事委員会」にて原案を策定し、審議を経て取締役会で決定しており、当社の事業規模、現行の役員報酬の支給水準、対象取締役の員数の動向と今後の見込み等に照らしても必要かつ合理的な内容となっていることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、「事業報告 Ⅲ.4.(1)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合、取締役会において本議案による改定内容に整合するよう当該方針を変更する予定であり、本議案の内容は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等の付与のために必要かつ相当であると判断しております。なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会において検討されましたが、特段指摘すべき事項

はない旨の意見表明を受けております。

なお、本議案による報酬枠は、2024年6月26日開催の第103回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する年額300百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）の報酬枠、および取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度である「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」に係る報酬枠とは別枠として設定するものです。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）となります。

<譲渡制限付株式の概要および数の上限>

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は、上記の本制度の目的を踏まえ相当と考えられる株式数として、年148,500株以内（うち社外取締役13,500株以内）（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、合理的な範囲で調整することができるものとする。）といたします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権は、原則として、実質的には3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度当たり49,500株を超えない範囲での付与に相当すると考えております。

なお、その1株当たりの払込金額は、その発行または処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とまらない範囲において、取締役会において決定される金額とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとしします。

（1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付を受ける日から当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位のいずれの地位からも退任する（退任と同時に再任する場合を除く。）日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「職務執

行期間」という。)中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式について、原則として譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、職務執行期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、職務執行期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位のいずれの地位からも退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、その時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得する。

そのほか、対象取締役が、譲渡制限期間中に法令または当社の社内規程等に重要な点で違反したと当社が認めた場合、拘禁刑以上の刑に処せられた場合、その他これらに準ずる事由として当社の取締役会が認める事由に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数(ゼロを含む。)の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか当社の取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2024年6月26日開催の第103回定時株主総会において、年額150百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、当社の監査等委員である取締役にも、株主の皆様との価値共有意識を醸成するとともに、企業価値の棄損防止を通じた当社の企業価値の増大へのインセンティブを与え、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保することを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の監査等委員である取締役（以下、本議案において「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入し、対象取締役に対して新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の本制度の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額66百万円以内といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、実質的には3事業年度にわたる監査等委員である取締役としての職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度当たり22百万円を超えない範囲での支給に相当すると考えております。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、監査等委員である取締役の協議により決定することといたします。

本議案に基づき対象取締役に対して付与される譲渡制限付株式の概要は、後記の＜譲渡制限付株式の概要＞のとおりです。

本議案につきましては、代表取締役2名および社外取締役3名にて構成される「人事委員会」にて原案を策定し、審議を経て取締役会で決定しており、当社の事業規模、現行の役員報酬の支給水準、対象取締役の員数の動向と今後の見込み等に照らしても必要かつ合理的な内容となっていることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。また、当社の監査等委員である取締役の職責は監査業務に限定されるものではなく、取締役としての経営判断も期待されていることから、その割合が金銭報酬に比して過度に高くない限り、監査等委員である取締役に対して業績条件の付されていない自社株報酬を付与することは適切であると考えております。なお、本議案の提出につきましては、監査等委員である取締役全員から、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

現在の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

＜譲渡制限付株式の概要および数の上限＞

対象取締役は、当社の監査等委員である取締役の協議および取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は、上記の本制度の目的を踏まえ相当と考えられる株式数として、年16,500株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分

される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、合理的な範囲で調整することができるものとする。)といたします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権は、原則として、実質的には3事業年度にわたる監査等委員である取締役としての職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度当たり5,500株を超えない範囲での付与に相当すると考えております。

なお、その1株当たりの払込金額は、その発行または処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定される金額とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付を受ける日から当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位のいずれの地位からも退任する（退任と同時に再任する場合を除く。）日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「職務執行期間」という。）中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式について、原則として譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、職務執行期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（３）譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、職務執行期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位のいずれの地位からも退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において上記（２）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、その時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得する。

そのほか、対象取締役が、譲渡制限期間中に法令または当社の社内規程等に重要な点で違反したと当社

が認めた場合、拘禁刑以上の刑に処せられた場合、その他これらに準ずる事由として当社の取締役会が認める事由に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数（ゼロを含む。）の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか当社の取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の経過およびその成果

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度（以下、「当期」という。）におけるわが国経済は、海外における地政学的リスクが継続するなか、国内においてはインバウンド需要の拡大や企業による設備投資の増加により、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、物価上昇の長期化や人件費の増加により個人消費は力強さを欠き、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主要な事業にあたる輸送業界では、国内貨物輸送量が前年を下回るなか、ドライバー不足や労働時間規制への対応に加え、エネルギー価格の高止まりなど、企業活動を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続きました。

このような環境におきまして、当社グループは、成長と適切な資本政策によるPBR 1 倍超の早期実現およびROE8.0%以上を目指し、3年目となる「中長期の経営の方向性～ありたい姿とロードマップ2028～」のもと、事業基盤である特積み事業の優位性を維持しながら、重点施策として掲げるロジスティクス事業および貸切事業を成長エンジンと位置づけ、高利益体質への転換を図るため、成長性、収益性、資本効率のバランスを重視した施策を推進してまいりました。

また、前連結会計年度に連結子会社化したMDロジス株式会社との連携を一層強化し、同社が有する高度な物流ノウハウと、当社グループの輸送ネットワークおよびシステム群との融合を図ることにより、国内外における物流サービスの高付加価値化を推進してまいりました。この連結効果は、輸送事業の収益に通期で寄与しております。

この結果、当期の売上高は8,129億65百万円（前連結会計年度（以下、「前期」といいます。）比10.3%増）、営業利益は376億5百万円（前期比25.8%増）、経常利益は372億64百万円（前期比32.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は236億38百万円（前期比22.8%増）となりました。

(以下を当社ウェブサイトに掲載しております。)

- ・「中長期の経営の方向性～ありたい姿とロードマップ 2028～」の詳細について

https://www.seino.co.jp/seino/media/pdf-lib/shd/ir/account-settlement/202403/202403_1setsume.pdf



- ・2026年3月期 決算説明会資料について

https://www.seino.co.jp/seino/media/pdf-lib/shd/ir/account-settlement/202603/202603_4setsume.pdf



【輸送事業】

当事業におきましては、主力である特積み事業において、全国展開する路線ネットワークを活かし、各重量・距離帯での適正運賃収受が進展するとともに、取扱貨物量に応じた運行体制の最適化や積載効率の向上に取り組むなど、費用の適正化と収益性の向上に努め、各種施策を推進してまいりました。また、ドライバーの時間外労働が上限規制される「2024年問題」への継続的な対応として、O.P.P. (※) の取り組みを通じ、企業の垣根を越えた輸送の共同化や非効率エリアの補完を図ることで、輸送ネットワーク全体の最適化を推進してまいりました。

一方、物価上昇の影響による個人消費の伸び悩みを背景に、取扱貨物量は前年実績を若干下回る水準にとどまりました。また、ドライバー不足や労働時間規制への対応により、備車・外注費は引き続き増加傾向で推移いたしましたが、配車業務の高度化やお問い合わせ業務の自動応対などデジタル技術やAIの活用による省人化の取り組みも進めてまいりました。

拠点展開においては、西濃運輸株式会社名古屋北支店（愛知県清須市）の新築移転、同横浜支店（横浜市）の建て替え、同金沢支店金沢倉庫（石川県金沢市）の新設、ならびにセイノースーパーエクスプレス株式会社松本営業所（長野県松本市）および四日市営業所（三重県四日市市）の移転などを実施いたしました。物流施設の再編、既存拠点の機能強化を進め、ロジスティクスインフラの充実を図ることで、輸送品質の向上に努めております。

この結果、売上高は6,308億90百万円（前期比13.9%増）、営業利益は274億25百万円（前期比32.2%増）となりました。

（※）…O.P.P.とは、オープン・パブリック・プラットフォームの略称。社内外、業種の違い等を問わず連携した（オープン）、誰もが使える（パブリック）、物流プラットフォームを構築し、プラットフォーム利用者それぞれの効率化や価値向上、さらには社会インフラとして産業・環境・生活への貢献を実現する構想・手法。

【自動車販売事業】

当事業におきましては、乗用車販売において、新車の供給環境は、メーカーの法規対応による供給制限の継続、また自動車取得時に係る環境性能割の廃止に伴う登録時期の後ろ倒しなどの外的要因により、新車販売台数は、前期実績を下回る結果となりました。そのような中でも、一台当たりの利益確保に向け、直販体制の強化をするなど商談プロセスの見直しを進めることで、収益性の向上に努めてまいりました。

中古車販売では、U-Car商品化工程の効率化を図り、各店舗における展示車両の充実と回転率の向上に取り組んだ結果、小売販売台数は堅調に推移いたしました。

トラック販売においては、過年度のメーカーの認証不正の影響により一部車型において生産停止が継続したほか、モデルチェンジの狭間期によりメーカーの生産計画の影響を受け、新車販売台数は前年実績を下回る結果となりました。

拠点展開においては、トヨタカローラネット岐阜株式会社カローラ高山店（岐阜県高山市）の新築移転、同カローラ中津川店とネット中津川店（岐阜県中津川市）の統合、岐阜日野自動車株式会社萩原営業所（岐阜県下呂市）と高山支店（岐阜県高山市）の統合を実施いたしました。店舗およびサービス工場のリニューアルや再編を推進し、CS（顧客満足度）の向上および店舗運営の効率化を図っております。

この結果、売上高は1,103億46百万円（前期比4.3%減）となり、営業利益は69億17百万円（前期比3.4%減）となりました。

【物品販売事業】

当事業におきましては、燃料や紙・紙製品に代表される物品の販売を行っております。激変緩和措置の補助金の効果により燃料販売における販売単価は下落したものの、特に介護家庭紙を中心とした介護用品が底堅く推移したことから、売上高は409億26百万円（前期比5.5%増）、営業利益は13億14百万円（前期比12.4%増）となりました。

【不動産賃貸事業】

当事業におきましては、所有する土地および跡地利用において、ポテンシャルを最大限に活かし、地域ごとに、より利用価値が高い賃貸などへのトランスフォームを推進してきたことから、売上高は24億56百万円（前期比4.3%増）、営業利益は18億10百万円（前期比4.6%増）となりました。

【その他】

当事業におきましては、情報関連事業、労働者派遣業、建築工事請負業、および住宅販売業などを行っております。売上高は283億45百万円（前期比5.8%増）、営業利益は22億70百万円（前期比24.1%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は364億51百万円であります。

当連結会計年度に取得した主要な設備は次のとおりであります。

(イ) 土地 愛知県日進市（19,123.20㎡）

(ロ) 車 両 1,477台

(3) 資金調達の状況

(イ) 当社は、運転資金を安定的に調達するため、取引金融機関との当座貸越契約ならびに金銭消費貸借契約により435億円の資金調達を行っております。また、取引金融機関と財務制限条項が付されたシンジケートローン契約を締結し、400億円の資金調達を行っております。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(ロ) 当社の連結子会社である株式会社地区宅便は運転資金の安定的な調達を可能とするため、取引金融機関と財務制限条項が付されたシンジケートローン契約を締結し、8億円の資金調達を行っております。

2. 対処すべき課題

わが国経済の今後の見通しは、雇用・所得環境の改善等により景気は緩やかな回復が期待される一方、物価上昇の継続や海外経済の不確実性に加え、中東情勢やイランを巡る紛争など地政学的リスクの高まりにより、エネルギー価格の変動や消費マインドの低下が懸念され、先行きは不透明な状況が続くものと見込まれます。

当社グループの主要な事業である輸送業界におきましては、労働人口減少下におけるドライバー不足への対応、中東情勢による燃料価格の動向など、事業環境は引き続き不確定要因が多い状況にあります。

このような情勢のなかでも、環境対応、サプライチェーンの維持といった社会課題に対し、当社は「『Team Green Logistics』～共に創り、未来に貢献する～」のスローガンのもと、持続可能な社会の実現と物流業界の効率化を推進するとともに、多様なステークホルダーとの共創により新たな価値創出に取り組んでまいります。

その一環として、2026年4月1日付けで、山陰地域における共同輸送の推進やネットワークの最適化を目的に、当社と福山通運株式会社は、それぞれの傘下にある日ノ丸西濃運輸株式会社と山陰福山通運株式会社の共同株式移転により、合併会社「TGL山陰株式会社」を設立いたしました。業務効率や営業連携を進め、安定的な物流サービスの提供を目指してまいります。

加えて、2026年4月22日付けで、物流業界の効率化や強靱な物流基盤の構築を目的に、当社はAZ-COM丸和ホールディングス株式会社と業務提携に関する基本合意書を締結し、両社の物流機能および経営資源を相互に活用した取り組みを推進してまいります。

また、輸送事業のさらなる成長および新たな価値創出を目指し、当該事業の領域を6つに細分化して、当社内に各戦略部を設置いたしました。グループを横断した施策推進を強化し、グループ間シナジの創出に加え、O.P.P.を通じた新たな価値創出を加速させることで、「輸送立国」を実現してまいります。

自動車販売事業の乗用車販売においては、CS向上に向け、店舗およびサービス工場のリニューアルや商圈分析に基づく拠点の最適化を進めるとともに、整備士をはじめとする人材の採用・育成・定着に取り組み、教育制度の充実を図ることで、「お客様に選ばれる店舗づくり」を推進してまいります。

トラック販売においては、過年度におけるメーカーの認証不正により一部の新車において供給制限は続くものの、リースや保険等の金融商品の提案強化を図るとともに、費用負担が大きくなる路上故障リスクを低減するために予防整備を提案するなど、お客様のニーズにあわせた営業を行うことで、収益性の高い整備事業にも注力してまいります。

物品販売事業、不動産賃貸事業およびその他の事業におきましては、事業領域の拡大および既存事業の強化を進め、グループ全体の収益基盤の安定化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

3. 財産および損益の状況の推移

区 分	2022年度 第102期	2023年度 第103期	2024年度 第104期	2025年度 第105期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	631,507	642,811	737,377	812,965
営 業 利 益 (百万円)	28,501	23,403	29,883	37,605
経 常 利 益 (百万円)	32,688	24,496	28,124	37,264
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円)	19,013	14,561	19,253	23,638
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	104.87	83.72	115.41	157.00
総 資 産 (百万円)	703,893	689,525	770,840	790,066
純 資 産 (百万円)	449,727	435,577	423,571	471,267

4. 重要な子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
西 濃 運 輸 株 式 会 社	100 ^{百万円}	100.00%	貨物自動車運送業
北 海 道 西 濃 運 輸 株 式 会 社	100	100.00	貨物自動車運送業
セイノースーパーエクスプレス株式会社	100	100.00	貨物自動車運送業
四 国 西 濃 運 輸 株 式 会 社	100	91.02	貨物自動車運送業
九 州 西 濃 運 輸 株 式 会 社	100	100.00	貨物自動車運送業
西 濃 エ キ ス プ レ ス 株 式 会 社	10	100.00	貨物自動車運送業
株 式 会 社 地 区 宅 便	82	100.00	その他の道路貨物運送業
日 祐 株 式 会 社	10	100.00	その他の道路貨物運送業
関 東 運 輸 株 式 会 社	90	100.00	貨物自動車運送業
セ イ ノ ー ロ ジ ッ ク ス 株 式 会 社	100	66.01	国際貨物運送業
M D ロ ジ ス 株 式 会 社	1,735	66.60	ロジスティクス事業
トヨタカローラネット岐阜株式会社	100	100.00	自動車販売事業
岐 阜 日 野 自 動 車 株 式 会 社	100	100.00	自動車販売事業
株 式 会 社 セ イ ノ ー 商 事	10	100.00	物品販売業
株 式 会 社 セ イ ノ ー 情 報 サ ー ビ ス	100	100.00	情報サービス業

(2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額
西濃運輸株式会社	岐阜県大垣市田口町1番地	171,435百万円

(注) 当事業年度末日における当社の資産総額は、415,221百万円であります。

5. 主要な事業内容(2026年3月31日現在)

セグメント	事業の内容
輸送事業	全国縦断の路線網を有し、商業小口貨物輸送およびロジスティクス事業を事業戦略の核として、貸切・引越・宅配などの貨物自動車運送事業と航空・鉄道・海上などの各種交通機関を利用する貨物利用運送事業および倉庫業などを営むグループ
自動車販売事業	乗用車販売およびトラック販売などを営むグループ
物品販売事業	燃料販売および紙・紙製品販売などを営むグループ
不動産賃貸事業	土地・建物など不動産の賃貸
その他の	情報関連事業、労働者派遣業、建築工事請負業および住宅販売業などを営むグループ

6. 主要な営業所(2026年3月31日現在)

(1) 当 社

岐阜県大垣市田口町1番地に本社を置き、次項の連結子会社を統括いたしております。

(2) 子会社

国内では、岐阜県に24社、東京都に18社、愛知県に5社、神奈川県に4社、大阪府および兵庫県に3社、群馬県に2社、その他17道県に本社を置き、海外では、タイに3社、中国およびインドに2社、香港、インドネシア、マレーシア、フィリピン、台湾、ベトナム、アメリカ、メキシコに各々本社を置いております。その営業拠点は札幌・仙台・東京・横浜・名古屋・岐阜・大阪・福岡など国内外975カ所に有しております。

7. 使用人の状況(2026年 3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数		前連結会計年度比増減
男 性	28,152 ^名	75 ^名 (減)
女 性	3,256	51 (増)
合 計	31,408	24 (減)

(2) 当社の使用人の状況

使用人数		前事業年度比増減
男 性	213 ^名	8 ^名 (減)
女 性	41	1 (増)
合 計	254	7 (減)

8. 主要な借入先の状況(2026年 3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン (注)	40,000 ^{百万円}
株 式 会 社 十 六 銀 行	14,800
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	13,100
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	8,217
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	7,900
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,010
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,882

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とする協調融資によるものです。

Ⅱ．会社の株式に関する事項(2026年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 794,524,668株
2. 発行済株式の総数 187,679,783株
3. 株主数 32,610名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
公 益 財 団 法 人 田 口 福 寿 会	26,107 ^{千株}	15.65 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16,392	9.83
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	14,278	8.56
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1	9,300	5.58
株 式 会 社 十 六 銀 行	6,120	3.67
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	4,065	2.44
ア ド ニ ス 株 式 会 社	3,440	2.06
岐 建 株 式 会 社	3,000	1.80
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,875	1.72
セイノーホールディングス従業員持株会	2,268	1.36

(注) 1. 上記の他、当社の保有の自己株式20,909千株（11.14%）があります。自己株式20,909千株には、株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」により、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式214千株、株式報酬制度「株式給付信託（J-ESOP）」により、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式3,992千株および「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」により、野村信託銀行株式会社（セイノーホールディングス従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式215千株を含めておりません。

2. 持株比率は自己株式20,909千株を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役、および社外取締役を除く。）	59,750 ^株	4 ^名
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役 を 除 く 。 ）	1,750	2

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「Ⅲ.4.取締役および取締役（監査等委員）の報酬等」に記載しております。

6. その他株式に関する重要な事項

(従業員等に信託を通じて自社株式を交付する取引)

(1) 株式給付信託 (J-ESOP)

当社は、2019年12月6日開催の取締役会決議に基づき、当社の株価や業績と当社グループの従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価向上への当社グループの従業員の意欲や士気を高めるため、当社グループの従業員に対して自社の株式を給付する「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しております。本制度は、予め対象会社が定める株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした対象会社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。対象会社は、従業員に対し勤続年数や個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、当社が予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとしております。

(2) 信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)

当社は、「セイノーホールディングス従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入する全ての従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)を2022年3月4日に導入いたしました。本プランでは、当社が信託銀行に「セイノーホールディングス従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、4年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得した後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、かかる保証行為に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。なお、従持信託の信託期間は2026年3月25日に終了いたしました。

(取締役に対する株式給付信託)

当社は、2024年6月26日開催の第103回定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役、および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。)に対して株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下、「BBT制度」といいます。)を導入することを決議いたしました。BBT制度は対象取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。BBT制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、BBT制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、対象取締役に対して当社が定める役員株式給付規程に従い役位等に応じて、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象取締役の退任時となります。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況(2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当
代表取締役社長	田 口 義 隆	事業推進部担当（自動車販売・関連事業） 事業推進部担当（輸送事業）兼情報システム部担当兼CRE戦略部担当 国際戦略部担当兼オートモーティブ・バッテリー物流事業部担当 財務IR部担当兼経理部担当兼人事部担当兼コーポレート推進部担当
代表取締役	田 口 隆 男	
取締役	高 橋 智	
取締役	丸 田 秀 実	
取締役	野 津 信 行	
取締役	伊 地 知 隆 彦	
取締役	佐 藤 真 希 子	
取締役 （常勤監査等委員）	伊 藤 信 彦	
取締役 （監査等委員）	増 田 宏 之	
取締役 （監査等委員）	小 松 慶 子	

- (注) 1. 以下Ⅲ. において、監査等委員会設置会社移行後における取締役（監査等委員である取締役を除く。）は「取締役」といい、監査等委員である取締役は「取締役（監査等委員）」といいます。
2. 取締役伊地知隆彦および佐藤真希子の両氏ならびに取締役（監査等委員）増田宏之および小松慶子の両氏は、社外取締役であります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、伊藤信彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当該事業年度における役員の重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。
- ・取締役田口義隆氏は、関東運輸株式会社の代表取締役会長、西濃運輸株式会社、北海道西濃運輸株式会社、セイノースーパーエクスプレス株式会社、四国西濃運輸株式会社、九州西濃運輸株式会社、セイノールジックス株式会社、トヨタカローラネット岐阜株式会社、株式会社セイノール情報サービスの代表取締役、また公益財団法人田口福寿会の会長を兼務しております。なお、公益財団法人田口福寿会は当社株式の15.65%を保有する筆頭株主であります。
 - ・取締役田口隆男氏は、岐阜日野自動車株式会社の代表取締役会長、トヨタカローラネット岐阜株式会社の代表取締役社長、株式会社セイノール商事の代表取締役を兼務しております。
 - ・取締役高橋智氏は、西濃運輸株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
 - ・取締役（監査等委員）伊藤信彦氏は、セイノースーパーエクスプレス株式会社、西濃エクスプレス株式会社、関東運輸株式会社、セイノールジックス株式会社、MDロジス株式会社、トヨタカローラネット岐阜株式会社、岐阜日野自動車株式会社、株式会社セイノール商事、株式会社セイノール情報サービスの監査役を兼務しております。
 - ・社外役員の重要な兼職の状況については、「Ⅲ.5.社外役員に関する事項」に記載しております。

5. 取締役（監査等委員）伊藤信彦および増田宏之の両氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）伊藤信彦氏は、当社入社後、経理部に在籍し、経理業務を担当したほか、グループ会社の常勤監査役を務めておりました。
 - ・取締役（監査等委員）増田宏之氏は、税理士の資格を有しております。
6. 当社は、取締役伊地知隆彦および佐藤真希子の両氏ならびに取締役（監査等委員）増田宏之および小松慶子の両氏を、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
7. 取締役佐藤真希子氏の戸籍上の氏名は、重松真希子であり、取締役（監査等委員）小松慶子氏の戸籍上の氏名は、市橋慶子であります。

2. 責任限定契約の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、20百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟等における損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役、監査役および執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

4. 取締役および取締役（監査等委員）の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営上の最重要課題と位置づけており、取締役の報酬制度についても、中長期的な視点で企業価値の向上に貢献する意欲を高めることのできる報酬を策定し、短期のみならず中長期それぞれの目線にて、さらには現金報酬と自社株報酬との割合を考慮した体系としております。具体的には、月額固定報酬と、自社株報酬（譲渡制限付株式報酬ならびに株式給付信託）により構成されております。

これらを踏まえ、2025年6月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。該当取締役会の決議に際しては、あらかじめ代表取締役2名および社外取締役3名にて構成される人事委員会にて諮問し、答申を受けております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、株主総会にて承認された取締役の報酬等の限度額の範囲内で、人事委員会が決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会は、決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、取締役（監査等委員）の個人別の報酬額については、取締役（監査等委員）の協議により決定しております。

(2) 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、1989年7月28日開催の第68回定時株主総会において月額25百万円以内と決議されており、各取締役の報酬等の額はその範囲内で、取締役会の決議により決定されております。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は20名です。

なお、監査等委員会設置会社移行後の取締役の報酬限度額は、2024年6月26日開催の第103回定時株主総会において、年額300百万円以内(うち社外取締役分50百万円以内)として承認いただいております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は7名(うち社外取締役は2名)です。

また、上記の報酬枠とは別枠で、2017年6月28日開催の第96回定時株主総会において、「譲渡制限付株式報酬制度」を導入いたしました。本制度に基づき当社の取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額600百万円以内、株式数の上限を年36万株以内(うち社外取締役100百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、実質的には3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度当たり200百万円を超えない範囲での支給に相当すると考えております。各取締役への具体的な配分については、取締役等の在職期間に応じて、取締役会において決定しております。本制度は、取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としたものであります。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は9名(うち社外取締役は3名)です。

さらに、監査等委員会設置会社移行前の取締役(社外取締役を除く。)に対し、2018年6月27日開催の第97回定時株主総会において、新たな株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入いたしました。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役(社外取締役を除く。)に対して、上記の報酬枠とは別枠で、当社が定める役員株式給付規程に従い、役位等に応じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を信託を通じて給付するものです。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役(社外取締役を除く。)の員数は6名です。

なお、監査等委員会設置会社移行後の取締役(社外取締役を除く。)に対し、2024年6月26日開催の第103回定時株主総会において、本制度に係る報酬枠の設定を承認いただいております。この設定は監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な本制度に係る報酬枠の内容は2018年6月27日開催の第97回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であります。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役(社外取締役を除く。)の員数は5名です。

当社は、2019年3月末日で終了する事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。)およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、対象取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定時に当初対象期間に対応する必要資金として、360百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、360百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託

財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象取締役に対する給付が未了であるものを除く。）および金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とする。）と追加拠出される金銭の合計額は、360百万円を上限とします。

なお、当社は、対象期間中、拠出額の累計額が上記の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動制をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたものであります。

なお、上記に記載のとおり、自社株報酬により付与する株式数は、役位や在職期間等に応じて決定いたしますが、株式等の価値（取締役が得る利益）は、中長期の業績が反映された結果としての株価に連動しております。

監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2024年6月26日開催の第103回定時株主総会において、年額150百万円以内として承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役（監査等委員）の員数は3名です。各取締役（監査等委員）の報酬等の額はその範囲内で、取締役（監査等委員）の協議により決定されております。

当社の役員の報酬等のうち、非金銭報酬等の内容は、上記に記載の自社株報酬（譲渡制限付株式報酬ならびに株式給付信託）であります。

なお、2018年5月11日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止することを決議するとともに、2018年6月27日開催の第97回定時株主総会において、本総会終結後に在任する役員については、これまでの在任期間に応じた退職慰労金を各役員の退任時に打ち切り支給することが承認可決されました。

(3) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長田口義隆氏に対し、各取締役の基本報酬の額および自社株報酬の付与株式数の決定を一任しております。一任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況および企業理念を当社において最も熟知しており、総合的な視点から取締役の報酬額を決定できると判断したためです。なお、一任された内容は、取締役会で決議した決定方針に沿っており、人事委員会が妥当性等を確認した範囲内でありま

(4) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬 (現金報酬)	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	244 (18)	44 (15)	199 (3)	9 (4)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	32 (15)	32 (15)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外取締役)	276 (33)	77 (30)	199 (3)	12 (6)

- (注) 1. 上記には、2025年6月26日開催の第104回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 上記非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬制度および株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））であり、割当ての際の条件等は「Ⅲ.4.(2)役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」のとおりであります。
- また、当事業年度における交付状況は「Ⅱ.5.当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

(5) 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役（監査等委員）が役員を兼務する子会社から、役員として受けた報酬等の総額は1百万円であります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役佐藤真希子氏は、株式会社ISGSインベストメントワークスの代表取締役 代表パートナー、チャレンジパートナーズ合同会社の代表社員および株式会社XLOCALの取締役を兼務しております。なお、当社と3社との間に特別の利害関係はありません。
- ② 取締役（監査等委員）増田宏之氏は、増田宏之税理士事務所を営んでおります。なお、当社と同事務所との間に特別の利害関係はありません。
- ③ 取締役（監査等委員）小松慶子氏は、弁護士法人三浦法律事務所のパートナー弁護士を兼務しております。なお、当社と同事務所との間に特別の利害関係はありません。

(2) 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役佐藤真希子氏は、トーヨーカネツ株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間に特別の利害関係はありません。
- ② 取締役（監査等委員）増田宏之氏は、西濃運輸株式会社の監査役および岐建株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と両社との間に特別の利害関係はありません。
- ③ 取締役（監査等委員）小松慶子氏は、株式会社岐阜造園の社外監査役および株式会社ブイキューブの社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と両社との間に特別の利害関係はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

① 取締役会および監査等委員会への出席状況

		取締役会（14回開催）		監査等委員会（13回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役	伊 地 知 隆 彦	10回	91%	一回	—%
取 締 役	佐 藤 真 希 子	11	100	—	—
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	増 田 宏 之	14	100	13	100
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	小 松 慶 子	14	100	12	92

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

2. 取締役伊地知隆彦氏および取締役佐藤真希子氏は、2025年6月26日開催の第104回定時株主総会にて選任され就任いたしましたので、取締役会の出席回数が他の社外取締役に異なります。

② 取締役会および監査等委員会における発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役伊地知隆彦氏は、長年にわたり企業経営に携わる中で培われた豊富な経験と高い見識を背景に、コーポレートガバナンスやリスクマネジメント、また財務や経理に関する観点から意見を述べられるなど、取締役会における議論の充実に寄与されております。また、客観的かつ独立した立場から当社グループの経営全般に対する助言や監督機能の強化に資する発言をされるなど、適切な役割を果たされております。
- ・取締役佐藤真希子氏は、スタートアップ支援やベンチャー投資の分野で培われた経験と知見を基に、新規事業創出や成長戦略、あるいは人的資本に関する観点から積極的に発言をされております。また、多様な企業との連携や外部環境の変化を踏まえた視点から助言を行うなど、当社の持続的な成長と企業価値向上に資する役割を果たされております。
- ・取締役（監査等委員）増田宏之氏は、国税局幹部として長年培われた豊富な税務識見を基礎とし、税理士としての専門的見地から、特に新規事業に対する税務上の注意項目について指摘をされるなど、取締役会の意思決定の適正・妥当性を確保するための適切なアドバイスをされております。また、監査結果についての意見交換、監査に関して協議するなど適切な役割を果たされております。
- ・取締役（監査等委員）小松慶子氏は、弁護士として培われた豊富な知識に加え企業法務部門での在籍で培われた実務目線により、コンプライアンスやリスクマネジメントについての意見を述べられるなど、積極的な発言をされております。また、監査結果についての意見交換、監査に関して協議するなど適切な役割を果たされております。

Ⅳ．会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	165百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	231百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等の額について、会計監査人の監査計画の内容や会計監査の職務遂行状況等を会計監査人と十分な協議を重ねたうえで、監査報酬が適切に決定されたものであることを確認し、同意をしております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人が日本の監査基準および国際監査基準の双方に照らして適格性および信頼性において問題があると判断したときは、会計監査人を再任せず、他の適切な監査法人を選定して会計監査人選任議案を株主総会に諮る方針です。

連結貸借対照表

(2026年 3月31日現在)

科目	金額
	百万円
(資産の部)	
流動資産	229,784
現金及び預金	87,822
受取手形	5,056
営業未収金及び売掛金	103,880
契約資産	527
棚卸資産	21,989
その他流動資産	10,984
貸倒引当金	△ 476
固定資産	560,282
有形固定資産	434,113
建物及び構築物	154,162
機械装置及び車両運搬具	22,152
工具器具備品	6,045
土地	227,793
建設仮勘定	13,535
その他有形固定資産	10,424
無形固定資産	16,264
のれん	7,274
その他無形固定資産	8,989
投資その他の資産	109,904
投資有価証券	89,753
長期貸付金	174
退職給付に係る資産	4,964
繰延税金資産	5,802
その他投資	9,681
貸倒引当金	△ 472
資産合計	790,066

科目	金額
	百万円
(負債の部)	
流動負債	129,740
支払手形	293
営業未払金及び買掛金	53,218
短期借入金	6,884
一年内返済予定長期借入金	1,796
未払金	17,340
未払費用	19,606
未払法人税等	12,066
未払消費税等	5,354
契約負債	3,894
その他流動負債	9,283
固定負債	189,058
長期借入金	82,578
繰延税金負債	14,356
役員退職慰労引当金	1,410
株式給付引当金	4,652
役員株式給付引当金	321
退職給付に係る負債	70,312
資産除去債務	4,016
その他固定負債	11,410
負債合計	318,798
(純資産の部)	
株主資本	399,085
資本金	42,481
資本剰余金	77,231
利益剰余金	329,653
自己株式	△ 50,280
その他の包括利益累計額	44,474
その他有価証券評価差額金	30,620
土地再評価差額金	△ 102
為替換算調整勘定	2,883
退職給付に係る調整累計額	11,072
新株予約権	54
非支配株主持分	27,653
純資産合計	471,267
負債・純資産合計	790,066

連結損益計算書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		812,965
売上原価		715,167
売上総利益		97,797
販売費及び一般管理費		60,192
営業利益		37,605
営業外収益		
受取利息	66	
受取配当金	1,221	
その他収益	1,437	2,725
営業外費用		
支払利息	1,308	
持分法による投資損失	135	
投資事業組合運用損	791	
シンジケートローン手数料	425	
その他費用	404	3,065
経常利益		37,264
特別利益		
固定資産売却益	358	
投資有価証券売却益	2,397	
退職給付信託返還益	2,187	
その他特別利益	171	5,114
特別損失		
固定資産処分損	590	
減損損失	33	
投資有価証券評価損	121	
その他特別損失	24	769
税金等調整前当期純利益		41,609
法人税、住民税及び事業税	18,521	
法人税等調整額	△2,334	16,187
当期純利益		25,422
非支配株主に帰属する当期純利益		1,783
親会社株主に帰属する当期純利益		23,638

連結株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	42,481	77,513	323,260	△ 77,739	365,515
当期変動額					
剰余金の配当			△ 15,702		△ 15,702
親会社株主に帰属する 当期純利益			23,638		23,638
自己株式の取得				△ 155	△ 155
自己株式の処分		△147	△ 1,543	27,614	25,924
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△134			△ 134
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△281	6,392	27,459	33,570
当期末残高	42,481	77,231	329,653	△ 50,280	399,085

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	18,777	△ 102	2,647	10,158	31,479	2	26,573	423,571
当期変動額								
剰余金の配当								△ 15,702
親会社株主に帰属 する当期純利益								23,638
自己株式の取得								△ 155
自己株式の処分								25,924
非支配株主との取引に係る親会社の 持分変動								△ 134
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	11,843	－	236	913	12,994	51	1,079	14,125
当期変動額合計	11,843	－	236	913	12,994	51	1,079	47,695
当期末残高	30,620	△ 102	2,883	11,072	44,474	54	27,653	471,267

貸 借 対 照 表

(2026年 3 月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	百万円
流動資産	54,035
現金及び預金	42,824
営業未収金	1,173
未収法人税等	537
未収入金	465
短期貸付金	9,163
その他流動資産	109
貸倒引当金	△ 239
固定資産	361,186
有形固定資産	17
工具器具備品	17
無形固定資産	1
ソフトウェア	1
投資その他の資産	361,167
投資有価証券	45,813
関係会社株式及び出資金	310,638
長期貸付金	4,812
その他投資	32
貸倒引当金	△ 129
資産合計	415,221

科目	金額
(負債の部)	百万円
流動負債	98,554
短期借入金	94,514
一年内返済予定長期借入金	400
未払金	425
未払費用	217
未払法人税等	12
未払消費税等	11
その他流動負債	2,972
固定負債	88,220
長期借入金	78,100
退職給付引当金	239
役員株式給付引当金	321
繰延税金負債	9,450
その他固定負債	110
負債合計	186,775
(純資産の部)	
株主資本	205,016
資本金	42,481
資本剰余金	116,937
資本準備金	116,937
利益剰余金	95,877
利益準備金	4,262
その他利益剰余金	91,615
退職積立金	585
繰越利益剰余金	91,030
自己株式	△ 50,280
評価・換算差額等	23,430
その他有価証券評価差額金	23,430
純資産合計	228,446
負債・純資産合計	415,221

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

科目	金額	
	百万円	百万円
営業収益		
営業収入	1,457	
関係会社受取配当金	13,564	15,021
営業原価		37
営業総利益		14,984
販売費及び一般管理費		3,736
営業利益		11,248
営業外収益		
受取利息	307	
受取配当金	818	
その他収益	116	1,242
営業外費用		
支払利息	1,078	
シンジケートローン手数料	423	
投資事業組合運用損	791	
その他費用	125	2,417
経常利益		10,072
特別利益		
投資有価証券売却益	2,289	
関係会社株式売却益	1	
貸倒引当金戻入額	78	
その他特別利益	5	2,374
特別損失		
投資有価証券評価損	111	111
税引前当期純利益		12,335
法人税、住民税及び事業税	△ 207	
法人税等調整額	44	△ 163
当期純利益		12,499

株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余 金
			自己株式 処分差益			退職積立金
当期首残高	42,481	116,937	147	117,084	4,262	585
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
自己株式の処分			△ 147	△ 147		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	△ 147	△ 147	-	-
当期末残高	42,481	116,937	-	116,937	4,262	585

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益 剰余金					
当期首残高	95,777	100,624	△ 77,739	182,450	13,736	196,187
当期変動額						
剰余金の配当	△ 15,702	△ 15,702		△ 15,702		△ 15,702
当期純利益	12,499	12,499		12,499		12,499
自己株式の取得			△ 155	△ 155		△ 155
自己株式の処分	△ 1,543	△ 1,543	27,614	25,924		25,924
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					9,694	9,694
当期変動額合計	△ 4,746	△ 4,746	27,459	22,565	9,694	32,259
当期末残高	91,030	95,877	△ 50,280	205,016	23,430	228,446

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

セイノーホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 村 哲 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋 藤 英 喜
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 田 修 平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セイノーホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セイノーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

セイノーホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 村 哲 也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋 藤 英 喜
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 田 修 平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セイノーホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

セイノーホールディングス株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員（常勤） 伊 藤 信 彦 ㊞

監 査 等 委 員 増 田 宏 之 ㊞

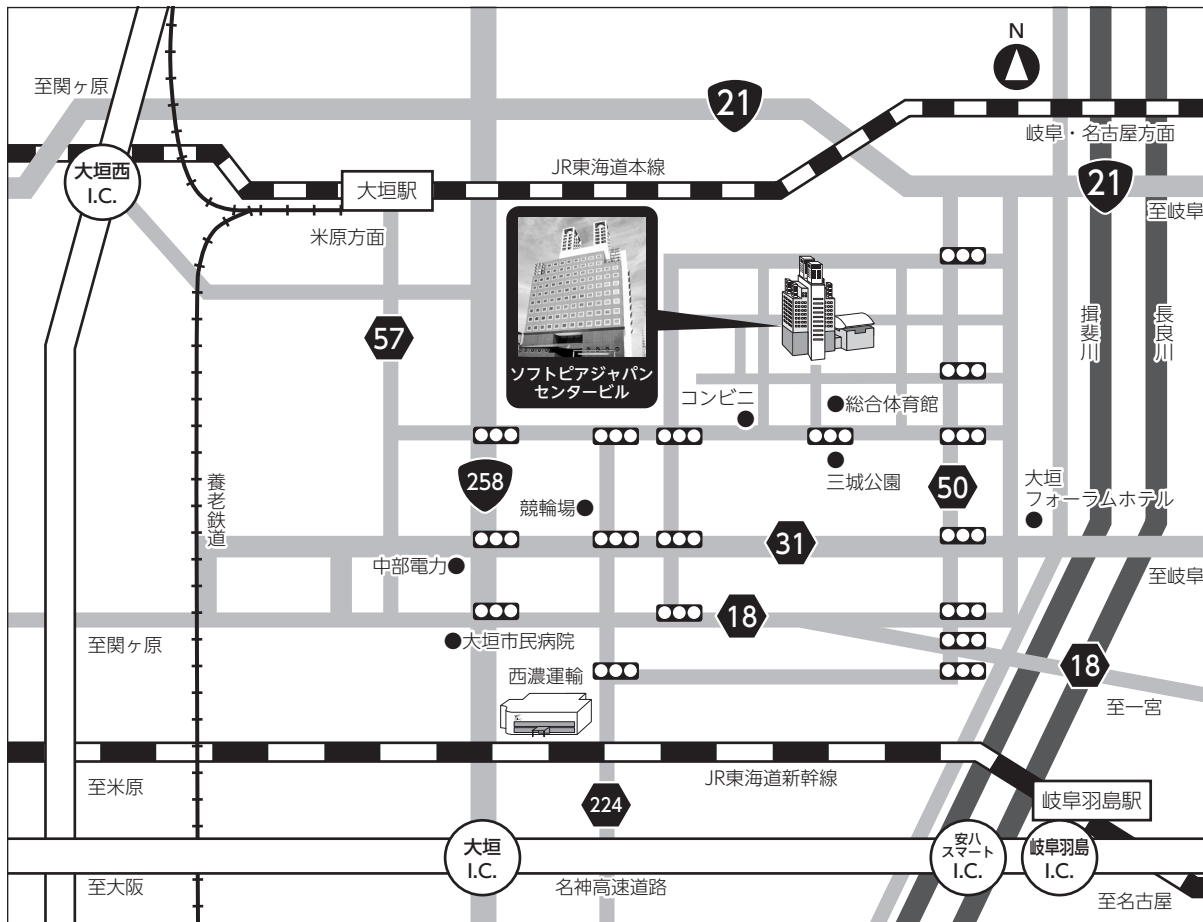
監 査 等 委 員 小 松 慶 子 ㊞

（注）監査等委員 増田宏之及び小松慶子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

岐阜県大垣市加賀野四丁目 1 番地 7
ソフトピアジャパン センタービル 3 階ソピアホール
電話番号 0584-77-1111



お車で越越しの方は、当会場(ソフトピアジャパン センタービル)の駐車場をご利用ください。

名神高速道路	大垣I.C.から	車で約20分
名神高速道路	安ハスマートI.C.から	車で約15分
名神高速道路	岐阜羽島I.C.から	車で約20分

交通機関をご利用の方は、JR大垣駅より名阪近鉄バスをご利用ください。

3 番のりば ソフトピア線で約15分 「ソフトピアジャパン」 バス停下車



アクセス

スマートフォンで読み取ると、
株主総会会場までのナビゲーションが
ご利用いただけます。

